

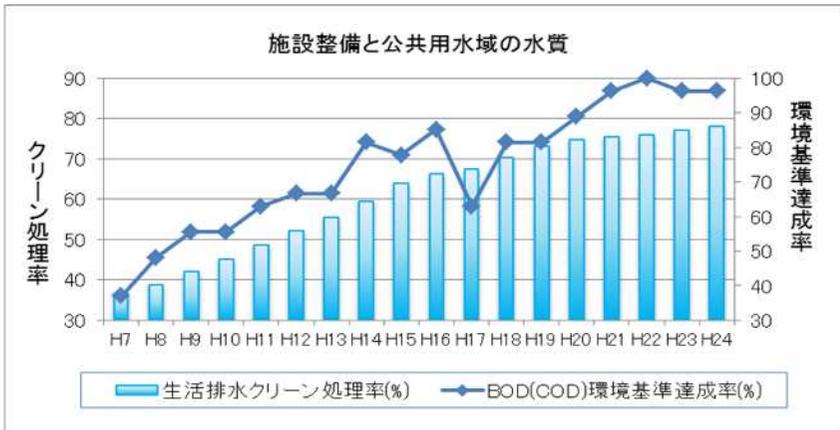
「山梨県生活排水処理施設整備構想2014」の概要

1 構想の基本的事項

- (1) 策定の趣旨
下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進するために策定
- (2) 構想の位置づけ
平成7年12月の厚生省、農林水産省、建設省の3省連名通知
山梨県生活環境の保全に関する条例第58条に定める生活排水処理施設の効率的な整備に関する計画として位置づけ

2 生活排水処理施設整備の状況と効果

- (1) 本県の生活排水クリーン処理率
平成7年度 36.7% → 平成24年度 78.1% +41.4ポイント
- (2) 公共用水域におけるBOD(COD)環境基準達成率
平成7年度 37% → 平成24年度 96%
生活排水クリーン処理率: 県人口に占める生活排水処理施設が整備された人口の割合



5 構想の推進

- (1) 地域の特性に応じた効率的な施設整備
- (2) 財源の確保
- (3) 集合処理の推進
- (4) 合併処理浄化槽への転換
- (5) 県民への普及啓発



- (1) 地域の実情に応じて、最も効率的な生活排水処理施設を選択し整備する。
- (2) 財源を確保するため、助成制度の拡充等について国に働きかける。
- (3) 経済的な工法を検討し、効率的な整備を進める。
- (4) 合併処理浄化槽設置に関する助成制度を県民に対して周知し、単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換を促進する。
- (5) 生活排水処理施設の役割と必要性について広報等を通じて普及啓発を行う。

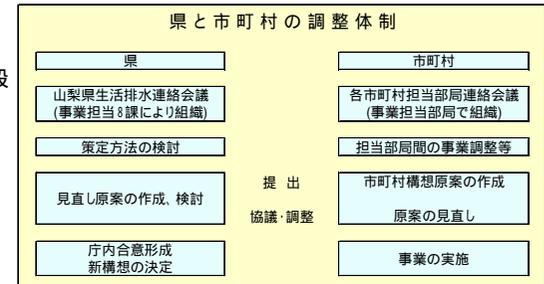
6 進行管理

整備構想の計画的な推進のために毎年度、市町村別の進捗状況を確認し進行管理を行う。

3 生活排水処理施設整備構想

- (1) 基本方針
県下全域における生活排水処理施設の整備区域、整備手法を明らかにする。
目標年次における生活排水クリーン処理率は、各市町村の計画を取りまとめ県全体の整備目標とする。
構想は社会情勢の変化や市町村計画の見直しに対応するため、必要に応じて見直しを行う。
毎年度進捗状況を確認し進行管理を行う。

- (2) 策定方法
事業主体である市町村の計画を基に、県と市町村との協議により調整を図りながら策定
策定にあたり将来の人口動向、施設整備の状況など地域の実情も考慮し、整備手法を選定



- (3) 構想の目標

平成35年度
生活排水クリーン処理率
87.4%
(目標は平成30年度に見直し)

4 事業別処理人口

事業別処理人口とクリーン処理率の推移

	構想基準年次 (H24)	構想目標年次 (H35)
下水道	539,542	562,323
農業集落排水処理施設	16,088	14,692
合併処理浄化槽	112,613	120,932
コミュニティプラント	6,541	5,731
小規模集合排水処理施設	50	28
合計	674,834	703,706
県人口	863,917	804,795
生活排水クリーン処理率	78.1%	87.4%